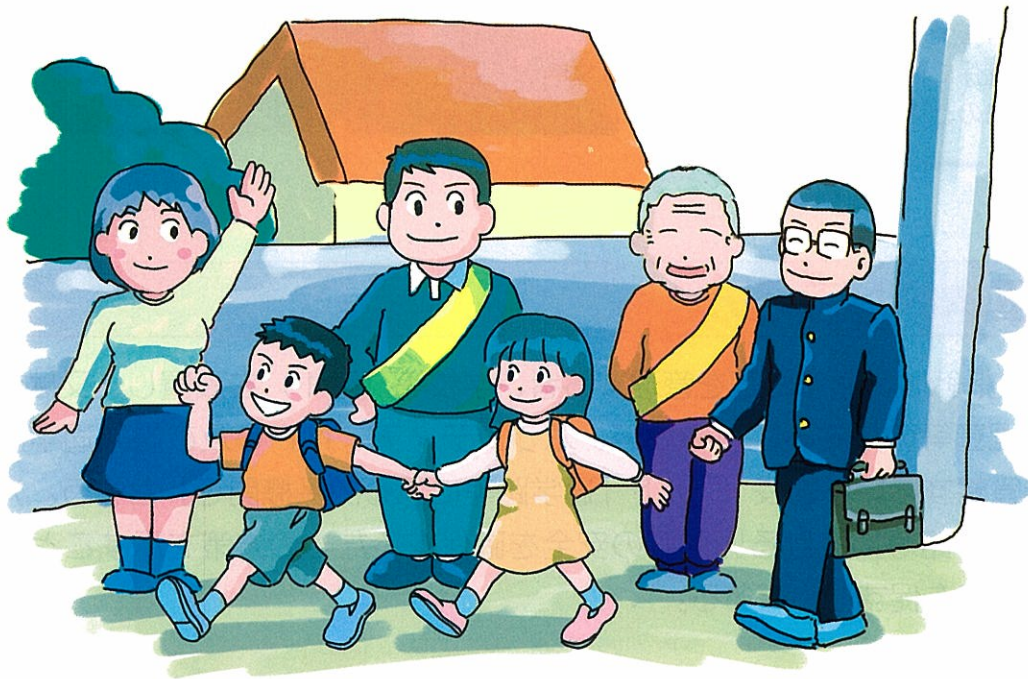


# 通学路等における 児童等の安全確保に関する指針



# 第1 通則

## 1 目的

この指針は、岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（平成18年岡山県条例第64号）第10条第1項の規定により、児童、生徒、幼児等（以下「児童等」という。）が通学、通園等に利用している道路及び児童等が日常的に利用している公園等（以下「通学路等」という。）において、児童等が犯罪による危害を受けないように、安全を確保するために行う方策を示すことにより、児童等の安全確保を図ることを目的とする。

第10条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、通学路等（児童が通学、通園等に利用している道路及び児童等が日常的に利用している公園等をいう。以下この条において同じ。）において、児童等が犯罪による危害を受けないように、安全の確保に関する指針を定めるものとする。（以下略）



## 2 基本的な考え方

- (1) この指針は、通学路等を管理する者、学校等（注1）を設置し、又は管理する者、児童等の保護者、自治会等、ボランティア・NPO及び当該通学路等の地域を管轄する警察署長（以下「通学路等に係る関係機関等」という。）に対して、通学路等における児童等の安全を確保するための方策を示すことにより、その対策を促すものである。

（注1）「学校等」は、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校（高等課程に係るものに限る。）、各種学校（主として外国人の児童、生徒、幼児等に対して学校教育に類する教育を行うものに限る。）、児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設（児童館に限る。）、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設）及び放課後児童健全育成事業の用に供される施設をいう。

- (2) この指針の適用に当たっては、関係法令、立地条件や建設計画上の制約、管理体制の整備状況等に配慮し、対応が困難と判断される項目については除外する。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 第2 具体的方策

### 1 通学路等における安全確保体制の整備

通学路等に係る関係機関等は相互に連携して、通学路等における児童等の安全を確保するために、次のような取組に努めるものとする。

#### (1) 地域ぐるみによる通学路等の見守り協力体制の整備

通学路における児童等の登下校時の見守り活動、緊急時の保護活動及びその他児童等の安全確保を行うための協力体制を整備すること。



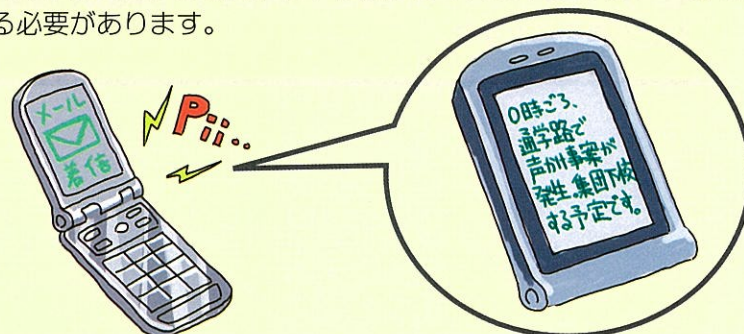
#### (2) 通学路等における犯罪発生情報等の共有

- ア 通学路等に係る関係機関等は、通学路等における犯罪発生情報等、児童等の安全の確保に関する情報について、速やかに警察署等の関係機関へ通報すること。
- イ 通学路等に係る関係機関等は、相互に連携し、犯罪発生情報等を伝達するための体制・システムの整備に努めること。

関係者の間で共有することが望まれる情報としては、不審者の出没等に関する情報、事件・事故の発生に関する情報、通学路における工事等の情報など様々であり、事前に、収集する情報についての理解を得ておく必要があります。

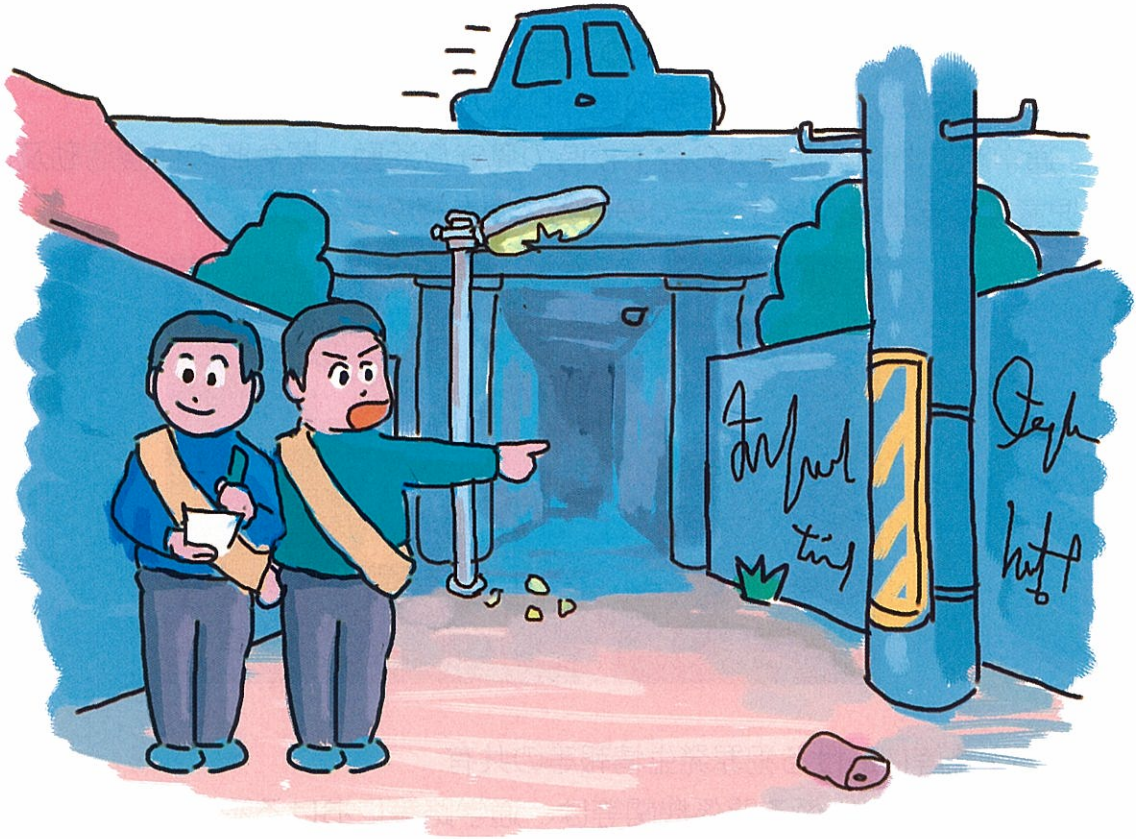
何らかの情報を共有する必要性が生じた場合の伝達方法については、特に関係者間で理解を図っておくことが不可欠です。

情報の収集・共有を進める場合には、迅速性が求められますが、一方で、確実性等にも配慮する必要があります。



### (3) 通学路等の安全点検

通学路等に係る関係機関等は、相互に連携して、通学路等の安全点検の実施及び点検結果の対応に向けた取組に努めること。



通学路等の安全点検を実施する際には、各学校で決めた点検項目を記した安全点検カードを活用することが有効です。点検は定期的に行うことが重要ですが、道路の交通事情や周囲の環境は変化するので、点検する時間帯や季節等を考慮することが必要です。

また、防犯、交通安全の両面から確認し、点検項目を見直すことも必要です。

児童等が登下校時に極力一人にならないという観点から、個々の児童等の通学路を把握し、保護者や地域の協力を得ながら安全な登下校の方策を検討することが重要です。

例えば、「低学年児童と上級学年児童が集団下校する。」「登下校の順路を工夫する。」「学年ごとに下校時間をそろえる。」「保護者、地域の方々が交代で同伴する。」などが考えられます。

#### (4) 通学路等のパトロールと協力要請

通学路等に係る関係機関等は、通学路等のパトロールに努めること。その際、学校等を管理する者は、実情に応じて児童等の保護者や地域住民に対して、通学路等のパトロールの協力を要請すること。



#### (5) 「子ども110番の家」の設置要請等

地域住民に対して「子ども110番の家」の設置を要請すること。また、「子ども110番の家」の表示を子どもに分かりやすいものとし、子どもが駆け込んできた場合の対応の周知を図ること。



児童等が緊急時に駆け込むことを考慮し、子どもの目線で「子ども110番の家」の表示がなされるよう配慮することが重要です。

また、「子ども110番の家」の対応マニュアルを活用し、子どもが駆け込んできた場合に適切な対応ができるようにしておく必要があります。

## 2 安全教育の充実

児童等が通学路等において犯罪の被害に遭わないための知識の取得、危険を予測し、回避できる能力の育成のため、次のような取組に努めるものとする。

(1) 地域安全マップの作成を通じた児童等の危険予測能力の向上

# 地域安全マップとは

地域安全マップとは、犯罪が起こりやすい場所を地図にまとめたものです。犯罪が起こりやすい場所とは「入りやすい（領域性が低い）場所」や「見えにくい（監視性が低い）場所」。

そのような場所を洗い出したものが地域安全マップです。実際に犯罪が発生した場所を表示した「犯罪発生マップ」や不審者が出没した場所を表示した「不審者マップ」ではありません。

子どもたちが自ら自分の住む町を探検し、危険箇所を自分の目で確認して自分たちで作成することが大切です。また、地域住民へのインタビュー等を行うことにより、地域の方々とふれあい、地域への愛着が生まれてきます。

地域安全マップを作成することにより、子どもの危険予測能力や危険回避能力が養うことができます。



### フィールドワーク

グループごとに、「入りやすく」「見えにくい」場所を見つけます。  
子ども110番の家や安全な場所もチェックします。

### マップづくり

写真を使って、分かりやすく地図を作ります。  
コメントも書き込みます。できたマップを使って、発表会を行います。



### マップづくりの効果

1. 被害防止能力の向上
2. コミュニケーション能力の向上
3. 地域への愛着心の向上
4. 非行防止能力の向上
5. 大人の防犯意識の向上

犯罪にあわないために！ 入りやすく、見えにくい場所はどこ？

## ももっちとさがそう！ あぶないめにあいそうな場所

わるいことをしようと考えている人は、「入りやすく、見えにくい場所」にいる子どもをねらっています。「ももっち」といっしょに、たしかめてみましょう。

**駐車場では**

- 道とのさかいにフェンスなどが無いので、入りやすいよ。
- 車や自動販売機のかげは、見えにくいよ。
- 高いへいがあるので、まわりの家から、みんなのことが見えにくいよ。

**公園では**

- 道とのさかいにさくがないので、入りやすいよ。
- 木がたくさんあって、まわりから見えにくいよ。
- トイレの窓がわれたまま、ゴミがちらかったままで、近所の人の関心が無いよ。(見えにくいよ。)

**道路では**

- 道の両側に高い木やへいがあるので、まわりの家から、歩いているみんなのことが見えにくいよ。
- 止まっている車のかげは見えにくいよ。
- 落書きがそのまま、近所の人の関心が無いよ。(見えにくいよ。)

**覚えておこう！**

**入りやすく、見えにくい場所は危険です**

**入りやすい場所って？**

- 入るのにじゃまになるものがないところ。

**見えにくい場所って？**

- 見るのにじゃまになるものがあるところ。
- 暗いところ。
- 落書きやゴミがそのまま、近所の人の関心が無いところ。

通学路の安全を確かめて「地域安全マップ」を作ろう。

監修：小宮信夫（立正大学教授）

小学生に配布している防犯教室用クリアファイル

「入りやすく、見えにくい場所」をキーワードに、児童等が自ら「地域安全マップ」を作製することで、危険予測・危険回避能力の向上が期待できます。

その際には、防犯教室用クリアファイルや「地域安全マップ作製マニュアル」、「防犯ビデオ『作ろう！地域安全マップ』」の活用が有効です。

## (2) 地域住民、自主活動団体等と連携した登下校時のあいさつ運動の実施



### (3) 「子ども110番の家」の場所及び利用方法の周知や訪問活動・駆け込み訓練の実施

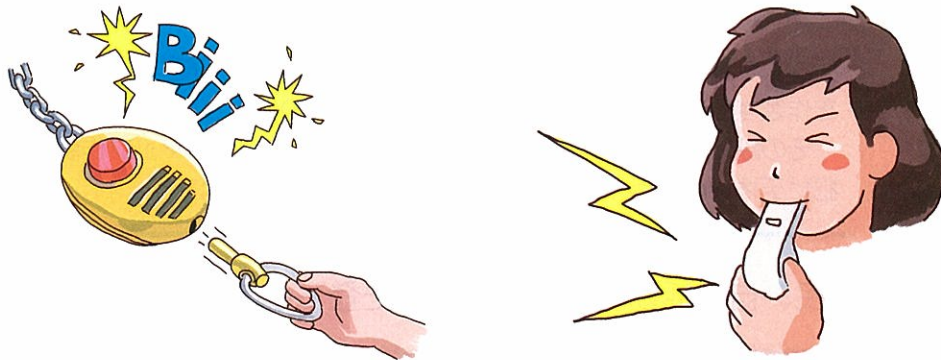
日頃から「子ども110番の家」の人と児童等が顔見知りになっておくことが重要です。そのために、「子ども110番の家」ウォークラリーを実施したり、一斉下校時に「子ども110番の家」を訪問したり、「子ども110番の家」の人を学校等へ招待するなどの取組みを実施することが効果的です。

### (4) 通学路等において誘拐、連れ去り等に遭わないための対応訓練の実施



警察署と連携し、防犯教室を行うことは有効です。通学路での危険を実際の場面に即して体験することで、危険についての理解を深めることができ、対応方法を習得することができます。

### (5) 防犯ブザー等の使用訓練の実施



防犯ブザーをどのような場面で使用するか、また普段の携帯の方法について、事前に周知しておくことが重要です。

また、定期的に点検し、電池が切れていないか確かめておくことが必要です。

保護者や地域の方々が防犯ブザーの音を実際に聞く機会を設け、いざというときに周囲の大人が対応できるようにしておく必要があります。



### 3 通学路等における安全な環境の整備

通学路等に係る関係機関等は相互に連携して、通学路等における児童等の安全を確保するため、次のような環境整備に努めるものとする。

なお、実施に当たっては、通学路等における犯罪の発生状況、地域住民等の要望を勘案し、必要性の高い通学路等から実施を図るよう努めるものとする。

#### (1) 歩車道の分離

児童等の連れ去りを防止するため、通学路等を管理する者は、道路の構造、利用形態等を勘案して、必要に応じてガードレール、歩道柵、植栽、縁石等により、歩道と車道を分離すること。

#### (2) 見通しの確保

ア 住宅、道路等周囲からの見通しを確保すること。

イ 死角となる場所がある場合は、死角を解消するための対策を講じること。

ウ 植栽が周囲からの見通しを妨げないようにせん定すること。

#### (3) 照度の確保

防犯灯(注2)及び道路照明灯(注3)を設置するに当たっては、これらを適切に設置することにより、夜間及び地下道において人の行動が視認できる程度以上の照度(注4)を確保すること。

#### (4) 防犯設備の設置

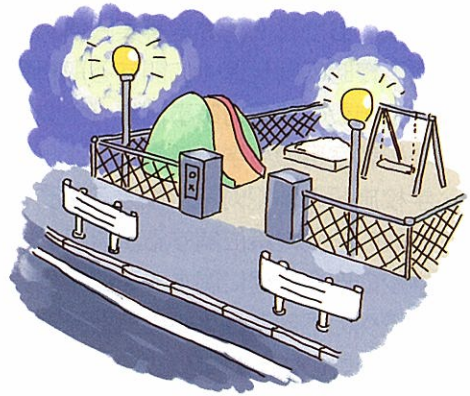
地下道などの犯罪発生の危険性が高い箇所には、必要に応じて、防犯ベル、赤色灯、防犯カメラ等を設置し、それらを設置した位置を分かりやすく明示すること。

#### (5) 「子ども110番の家」等の設置

通学路等の周辺に「子ども110番の家」等の緊急避難場所を設けること。

#### (6) 安全な通学路の指定

学校等を管理する者は、児童等の保護者及び関係機関等と連携し、安全な通学路を指定すること。



(注2) 「防犯灯」とは、防犯を目的とした照明灯であり、道路法の規定する道路の附属物ではない。

(注3) 「道路照明灯」とは、道路交通の安全、円滑な利用を図ることを目的に交差点や横断歩道等に道路照明施設設置基準に基づき、道路管理者が設置する交通安全施設の一つである。

(注4) 「人の行動が視認できる程度以上の照度」とは、4 m先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度の照度をいい、平均水平面照度(床面又は地面における平均照度)が概ね3ルクス以上のものをいう。